ホーチミン市サイゴン・ハイテク・パーク・トレーニングセンター と

滋賀県商工観光労働部商工政策課との間のベトナム人高度人材の育成と供給に関する覚書

ベトナム社会主義共和国ホーチミン市のサイゴン・ハイテク・パーク・トレーニングセンターと日本国滋賀県商工観光労働部商工政策課(以下「両者」という。)とは、お互いの協力関係を促進するため、次のとおり合意する。

- 1. 両者は、産業分野を対象に、滋賀県に対するベトナム人高度人材の育成と供給に係る協力を推進する。
- 2. 両者は、前記の協力を推進するため、各々の関係当局者や専門家の交流を促進する。
- 3. この覚書の枠内で行う活動に必要な経費やその分担は、両者の協議を通じて決定する。
- 4. 両者は、日越両国の法令を遵守することにより、協力して個人情報や企業の機密情報を保護する。
- 5. 両者は、この覚書に明記されない限り、ホーチミン市人民委員会と滋賀県の間で、また、サイゴン・ハイテク・パークと商工観光労働部の間で交わされた二つの覚書を尊重する。
- 6. この覚書は、署名日から3年間効力を有する。その後においては、両者のいずれかが、 失効日の6か月前までにこの協定を終了させる旨の書面による通知をしない限り、有 効期限の終了日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この覚書は英語、ベトナム語、日本語で作成され、全ての言語が対等の効力を有する。解釈に相違が発生する場合は、英語を優先するものとする。

日付: <u>October 16, 2019</u>	日付: October 16, 2019
ホーチミン市 サイゴン・ハイテク・パーク・トレーニング センター 所長	滋賀県 商工観光労働部商工政策課 課長
ガエン・ドゥック・フィ	均 日